

JASTPRO 449

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

2016-03

今月号の内容

- 記事1. 「日本輸出入者標準コード」と「法人番号」の紐付け作業の実施について …… 1
- 記事2. ◇連載◇ 貿易の実務と理論(17) …… 2
早稲田大学名誉教授 椿 弘次
- 記事3. 全国中小貿易業連盟における講演概要のご紹介 …… 9
一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会 業務執行理事 菅又 久直
- 記事4. 国連CEFACTからのお知らせ …… 13

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

記事1. 「日本輸出入者標準コード」と「法人番号」の紐付け作業の実施について

平成28年3月以降、当協会では、NACCS様からの要請もあり「日本輸出入者標準コード」と「法人番号」の紐付け作業を実施致しております。この紐付け作業につきましては、現在、「日本輸出入者標準コード」(JASTPROコード)を取得されております法人様約10万社に対し、「順次」、ご案内を差し上げておりますので、到着後におきましては速やかにお手続き頂きますようお願い致します。

(紐付け作業について)

- (1) 財務省様からのご案内の通り、平成29年10月以降、税関への輸出入申告手続きに際しては、昨年末、輸出入者様に国税庁長官から通知されました「法人番号(13桁)」を使用することとなっております。
- (2) この法人番号は、表記方法が「和文名」であり、輸出入申告手続きにおけるNACCS(通関情報処理システム)が英文表記であるためそのままではNACCSに活用できないこととなります。従いまして、この「和文名」を「英文表記」に変更するため、現在ご登録頂いているJASTPROコードと法人番号とを紐付けする必要があります。
- (3) 本作業は、輸出入貨物にかかる通関手続を円滑にNACCSで処理していく上で必要不可欠なものでございますので、ご登録者様におかれましては、紐付けに関する案内状の到着後は速やかにお手続きを頂きますようお願い申し上げます。
- (4) なお、ご案内状は、直近に(新規・変更・更新)登録いただいた輸出入者様から、順次5ヶ月程度を要して発送させていただくこととしております。
- (5) また、本作業につきましては無料で対応いたしますが、日本輸出入者標準コードに関する「変更」や「更新」手続きは別個の登録業務で、従来どおりの手数料を頂戴いたしますことご理解いただければ幸いです。

以上

◇連載◇

記事2. 貿易の実務と理論(17)

早稲田大学名誉教授 椿 弘次

はじめに

前号をご覧になられた方々から、拙稿についてコメントを頂きました。紙面を借りてお礼申し上げます。それをも参考に、引き続き貿易決済の電子化、特にTSU/BPOについて検討を重ねたい。

URBPO (ICC Pub.No750E) の背景には、eUCP (電子的书類呈示に関する2007年信用状統一規則(UCP600)の補充規定) が公表されているが、貿易決済の電子化が期待されたほどに進捗しなかった事情があると思われる。そのような事情は、書類のうち伝統的な荷為替決済の重要な書類、すなわち船荷証券の電子化が容易でなかったことに大きく影響を受けていると思われる¹。電子データは情報であるが、紙の船荷証券は情報の伝達の他に権利義務を譲渡する機能を伴うものである。その権利義務に経済的価値が認められ、金融上はそれに担保価値を認め、さらには、裏書による簡便な権利譲渡を可能にする仕組みとして、紙の船荷証券が機能している。この船荷証券の二重の機能を、TSU (Trade Service Utility) という自動照合の仕組みと、船荷証券の権利義務の譲渡・履行という機能面をBPOという保証(銀行による支払い確約)の仕組みに組み替えることにしたのもとして、TSU/BPOのセットを見ることができる。これにより、船荷証券の電子化に等しい効果を、従来のような電子法務局(信用ある第三者機関=Trusted Third Partyと呼ばれる厳重な権利管理システム)を設けて権利を預託する重いシステムではなく、より簡便な銀行保証により達成しようとしたものと見ることができる。一件毎の取引を基本に、取消不能信用状と同じ構想を維持したいときは、TSU/BPOのセットで取引決済を行えば良いだろう。したがって、このセットによる貿易代金の決済はeL/CないしはLite L/Cによる簡便な貿易決済を企図していると思える。ただし、UCP600の補充規定とされた12ヶ条のeUCPと異なり、URBPOはBPOを中核において16ヶ条にわたって規定する独立した規則であり、eUCPにとって代わるものである³。売買取引当事者が電子データの自動照合による「履行確認」と言う情報面のみを利用したいのであれば、情報の自動照合および通知機能のTSUのみを利用し、その結果を受けSWIFTシステムを介する振替指図(electronic fund transfer)によって送金決済することになる。BPOとセットにすれば、運送賃や特許料の決済に使用されるclean creditに類似し、電子データのみで紙の書類を伴わないという意味では、相殺勘定や定期的集中決済取り決めによる清算決済=open accountと同様にnon-documentary payment(非荷為替決済)に等しいことになる。したがって、TSU/BPOはStandby Credit的な性格を備えていると解することができる。

いずれにしても、貿易業者は取引銀行との間で、「TSU協定書」を結び、銀行支払い確約の詳細を取り決める必要がある。

-
- 1 船荷証券の電子化の難しさについては、*Jack: Documentary Credits*, 4th ed. (by A.Malek and D.Quest), Tottel Pub., 2009, paras.14.19-14.21 参照。
 - 2 前身のアイデアは、SURF (Settlement Utility for managing Risk and Finance)にあると思われる。奈良順司「貿易金融電子化の系譜」『日本貿易学会誌』第52号、pp.28-38 (2015)参照。
 - 3 URBPOとUCPの各条項の対比については、釜井大介「BPO発展に向けた実務面からの考察」『金融商事法務事情』No.2016 (2015.4.25), p.47参照。

1. 貿易取引情報の信頼性、迅速、簡便

貿易の実務は、取引情報と契約品とその提供の一致に基礎を置く取引の信頼性に依存している。貿易の管理も、書類面の要件と実物検査の二本立て（document checkとgoods check）で成り立っている。これらを取引信用の前提において、貿易金融ならびに決済が行われる。

取引当事者が、国を異にして営業し、言語・慣習などが異なるため、国際的な規則・基準を基に、売買契約で各種の条件を詳細に取り決めて履行する必要がある。このような商流の諸活動について、貿易業者を支援してきたのが従来は日本の貿易商社であった。しかし、日本の経済発展に伴い、海外直接投資が盛んになり、自社組織を海外に設ける例が一般化してきた。その結果、本支店間、親子会社間取引も増えて、貿易取引の簡素化が、とりわけ信用・決済面で進んできた。

他方で、1960年代後半からの国際コンテナ運送の発展により、国際貿易物流に様々な変革が生じたことは周知のとおりである。特に、国際貨物運送の迅速化、大型化、ユニット化の影響は、貿易代金の決済条件にきわめて大きな影響をもたらした。前号でも説明した「荷為替の危機」（あるいは「船荷証券の危機」）が、貿易実務の重要な課題になった。書類データと現物の検査を二本立てとする貿易実務の伝統的仕組みは、膨大な書類を取り扱い、それに多大の費用と時間を要することで、国際海上コンテナによる国際貨物運送がもたらした迅速、廉価、大量取引のメリットを減殺する強い恐れが生じた。商流（契約情報流）と物流は同期性を保つことが望ましいが、国際海上コンテナ運送は、物流の時間的先行すなわち契約品の仕向地到着にかなり遅れて関係の運送書類が呈示（あるいは提示）されることが一般化してきたため、この同期性が崩れ、有価証券である船荷証券の受戻性を尊重するならば、国際物流の革新の経済効果を阻害することが顕著になった。これを回避するため、船荷証券の使用を止め、国際物流サービスの安全性・信頼性を業務ネットワークで確保し、運送状による荷渡しを許容することが、この危機に対する一つの解決策となった。また、信用状に基づく決済とし、船荷証券を呈示あるいは担保書類としながら、銀行から見て信用の高い輸入者には、船荷証券の原本一通を荷受人となる輸入者へ直送することを信用状発行銀行が認める変則的な措置が取られた。

国際物流の発展も利用しながら、特に製造業の海外直接投資が進化し、生産・製造（言い換えれば、point of origin）から販売・消費（point of sales or use）に至る経済活動を、需要予測に基づく生産活動に併せて、資材・部品調達、製品流通などを電子情報技術により一貫管理するSCM（supply chain management）が広まってきた。物流面から、これに対応するサービス・ネットワークが大規模物流企業を中核に形成され、3PLに代表されるSCMに併せた物流企画が提案され、実行されている。これは、国際物流サービスの安定、迅速、信頼性を高めている。そして、複合一貫運送であるため、伝統的な船荷証券ではなく、複合運送状とそれを発行するネットワーク・サービスの信用に関心が向くことになってきた。これは、貿易商社に代って3PLサービスを担当するいわゆる契約運送人、あるいは国際フォワーディング事業者の貿易業支援機能が高まることを意味し、そのサービス・ネットワークの適否が物流事業者の競争力を左右することを示唆していると思われる。

TSU/BPOのセットは、こうした事業ネットワークを対象にして、SWIFTシステムを情報インフラとする国際貿易金融サービスであると思われる。すなわち、SWIFTNet上で商流情報を電子化し、売買当事者の合意を基にBaselineとしてTSUに保持し、物流などの契約履行に関する電子情報をTSUに送信し、それとBaselineの照合・合致を前提に、輸入者側の銀行支払い確約を実行する仕組みである。この限りにおいて、

Compliance Engineを中核としたTradeCardモデルに類似する⁴。このようにして、船荷証券の使用を回避し、輸出者には支払い確約を提供することで、TSU/BPOは取消不能信用状およびStandby Creditの機能に匹敵する役割が期待される。

2. TSU/BPOの情報プロセスと取消不能信用状に基づく取引原則の継承

前述のように、TSUはeL/C構想に近似すると見られるので、信用状取引の原則がTSUに継承されていることを確認しておきたい。

売買当事者は、受発注確認書 (Purchase Order or Confirmation of Order、以下POで代表する) に基づく契約情報をSWIFTNetからTSUのTMA (Transaction Matching Application) に提供する。これが従来の信用状開設依頼および開設通知段階に相当すると思われる。ただし、主たる目的は契約情報 (Baseline) の電子的処理基準について、売買当事者の合意を確立する (establish) ことにある。この合意は、TMAからBaseline Match Reportが出て、成立する仕組みである。従来の信用状の開設通知に対し、受益者である輸出者が何ら異議を述べない状態 (TMAでは、これをZero Mismatchesと呼ぶ) になったことに等しい。

輸出者が契約を履行し、SWIFTメンバーである取引銀行にData Set⁵を提出し、その取引銀行はTMAにData Set Submissionメッセージとして送信する。ここで、従来型の信用状取引の原則である「厳密一致の原則」に基づき、TMA内でEstablished BaselineとData Set Submissionの電子的な自動照合が行われる⁶。その結果、Data Set Match ReportによりZero Mismatchesと判定されて、Data Matchすなわち厳密一致の原則の充足となる仕組みである。後述のとおり、ISBPがどの程度活かされているか、電子的照合は、misspellingをどの程度許容するか、データ・カテゴリー間の不一致 (例、船荷証券に記載の品目とInvoiceに記載の商品とそのコードの間の不一致) の扱いなど、検討すべき課題は残る。いずれにしても、頻繁な情報交換が銀行と貿易取引当事者間で、Zero Mismatches達成のために繰り返されることになろう。

Baselineの確立後、輸出者側の銀行から入力されたData Set Submissionのmatch/mismatchがTMAで自動的に判別され、mismatchについて買主および買主側のBPO債務者である銀行による承認 (Mismatch Acceptance) がなければ、TMAを介してBPOが起動しない仕組みになっている (URBPO第10条c項)。

Data Set Match ReportにData Mismatchと表示されれば、従来のL/Cのディスクレに相当する。このMismatchが生じたときは、売買当事者間の判断に処理が委ねられ、売主・買主がそれを承認し (acceptance)、TMAにより関係の銀行にAmendment Acceptance Notificationとして通知され、BPOにより支払われる (これは、紙ベースの信用状取引におけるディスクレ対応、すなわちUCP600第16条にいうWaiver of the Discrepanciesに等しいものと思われる)。特に、買主がmismatchを承認しないとreject扱いとなり、BPOは実行されない。しかしながら、出荷済の契約品を積み戻すことは容易でないから、Baseline Amendment Requestにより、売主は自己のData Set Submissionに同意してくれるよう、買主に強く求めることにならざる

4 前出注2の奈良順司論文を参照。

5 このData Setは、輸出者と取引銀行の取り決めにより、紙ベースまたは電子ベースのいずれかで作成される。TSU/BPOがメンバーを銀行に限定するSWIFTNetシステムなので、売買当事者はそれに直接アクセスできない。

6 データの偽造など詐欺的な情報の提示を完全になくすことは難しいので、URBPO第12条によりデータの真正性、有効性などに対して銀行は免責される。

を得ない。買主もこの要請をよほどのことでない限り拒絶しないだろう。これは、TSU/BPOのセットが、主としてSCMのメンバー企業として売買取引当事者が相互に信頼できる取引関係にあるとき有効であることの一つの証左であろう。BPOを引き受ける銀行も、この関係を前提に輸入者（買主）の信用・財務の審査をするので、そのための注意（monitoring）負担が軽減されるだろう。

以上は、URBPO第3条（定義）および第4条（メッセージの定義）に基づく、情報処理プロセスであり、TMAのメッセージ標準は国際標準化機構（ISO）のTSMT（Trade Services Management）20022に準拠するものである⁷。

UN/CEFACTの「国際貿易取引プロセスモデル」（2015年4月、本誌No. 439, p.13参照）の中に、このTSMTと一定の互換性を保つ情報システム（Buy-Ship-PayのPay以前の情報システム）があることが、TMAの迅速な情報処理にとって、ならびにSCMの全体最適（total optimality、すなわち切れ目のない情報の同期性）にとっても望ましいことである。

このことを念頭に置くと、課題は、二つあると思われる。いわゆる厳密一致の原則の適用について、従来の「書類の文面上の一致」について採用されてきた統一的取扱いであるISBP（国際標準銀行実務＝International Standard Banking Practice for the Examination of Documents under Documentary Credits）が、TMAにどの程度反映されているかが第1点である（因みに、URBPO第5条の解釈規定では、単数は複数を含みうるとするのみであるが、それはISBPの考え方に通じている）。第2点は、紙の信用状に基づく提示書類とその記載事項について、TSUを利用してPOに基づく商流データの合致基準（Baseline）を立てるとき、それらの書類のデータのままで良いのか、加除すべき事項はないのかどうかである。

例えば、Purchase Order (PO) においては、単価および代金総額を次のように定めていたと仮定する。

Amount of Purchase: US\$500,000.

Unit Price: US\$500.00 per unit, FOB vessel, Shanghai

これに、付属文書が付いていて、品質・保証条件、数量過不足許容条項、運賃支払い条件などが規定されているとする。その際に、POに納品条件の詳細は添付別紙を参照されたいと付記されているとする。POのみを、そのままBaselineとするのか、別紙記載事項も含めて詳記ないしは標準メッセージ化してBaselineの一部にするのかが重要になろう。

SCMのメンバー企業として、信頼・信用関係が確立しているならば、それらは調整条項として、BPOとのリンクをはずし、速やかに処理するとは可能であろう。それにより、TMAの運用が簡素になる効果が期待できるだろう。売買条件の別紙の詳細もBaselineに含める場合には、mismatchの可能性が大きくなるので、その後の売買当事者間での協議と承認（acceptance）の迅速性が課題になり、当然ながら、前述のURBPO第9条b項（情報の迅速処理義務を定める）が適用される。したがって、売買当事者は取引銀行との間でのメッセージ交換に電子的にかつ迅速に（without delay）対応すべきことになろう⁸。

これに付随して、POデータ確定の時点で、インボイス番号、運送書類番号は未定であろうが、物流の管理・追跡に使用される運送書類番号を、Baseline確立のためのData Set Submissionに含めるか否かは、このSubmissionの時期如何に左右されるだろう⁹。

7 ISO 20022の概要は、URBPOのテキストの序文（Introduction）を参照。

8 紙ベースの信用状の場合には、5銀行営業日内の決定が原則である。UCP600第14条b項参照。

9 中村 中・佐藤武男『貿易電子化で変わる中小企業の海外進出』中央経済社、2013年、p.56には、売買契約書や主な貿易書類のTSUへの貿易データ入力項目例にインボイス番号および船荷証券番号が併記されているが、これらについての付番はPO番号の決定より少し遅れるのが普通だろう。

なお、Data Set とBaselineに関する情報のいずれも、関係の銀行がメッセージ標準にしたがって情報提供することになっているが、Baselineには、どの範囲までの情報が含まれるのかが、未だ、明確でないように思われる。Data Setに含まれる情報の種類(カテゴリー)は、売買取引条件によって異なることは明らかである。C系の条件(CIP, CPT)およびD系の条件(DAT, DAP, DDP)は、輸出者が提供すべき情報に、国際貨物運送、国際貨物保険の情報が含まれる分、多少多くなるだろう。UCP600の第18条(商業送り状)から第28条(保険書類および担保範囲)に定める諸事項を、どの程度かつどのような記号・略号でBaselineの中味に取り入れるかは、TSMTに基づき、原因契約の当事者である輸出入者の合意如何に依存する。この点は、銀行対取引当事者間における電子データと原因契約上の文書、事実行為を巡る情報との間の整合性の点検に委ねられると思われる¹⁰。

例えば、CPT条件で取引し、売買当事者間では船荷証券を使用する場合、Baselineの確立のために、売主が取引銀行に対し、売買条件をCPT, Partial Shipment allowed, Shipment from Long Beach CY to Tokyo CYとのみ記載してよいのか、従来の信用状に倣って、提示すべき書類の情報を詳細に銀行に伝えるべきなのかが、未だ具体的に示されていないように思われる。POのデータには、普通、紙の信用状条件のように、例えば、呈示書類の要件を‘a full set of clean on board Bills of Lading, made out to order, marked “freight prepaid”などと記載しない。TSU/BPOサービスを提供する銀行は、データのみを取り扱う(URBPO第7条)ので、POに盛られたデータのみにしてくれと、貿易業者に言いきれいかどうか微妙であろう。TSU/BPOのメリットを享受しようとするれば、売買契約の一般取引条件協定書に基づき対処することにして、BPOによってそのような協定書の問題にまで取引銀行を巻き込まない、信頼関係が売主・買主間に確立していることが前提になろう。

3. Established Baselineの重要性

留意すべきことは、TMAは原因取引面を担当し従来の荷為替手形付属書類の点検機能に代るものであり、BPOは銀行による支払い確約として、従来型のL/Cの金融取引面を担当するもので、両者はプロセスの前後関係に立ち、URBPO上は互いに独立に扱われるべきものである。これは、UCPの基本原則と何ら変わりはない(UCP600第4条,URBPO第6条参照)。このため、決済と密接に関連する事項のみをBaselineに含め、それ以外の事項で原因取引上の情報に基づき協議・調整で速やかに処理できる内容は、TSU/BPOの外側に置く配慮が必要になると思われる(この点は、前号7ページ第3パラグラフの叙述を本文のように改めることを了解願いたい)。

Established Baselineと照合する(matching)ために、Data Set Submissionを行うとの趣旨ならびに電子データ化による迅速、正確、廉価なメッセージ交換が、紙ベースの信用状開設通知より相当多いデータを対象にしないものと仮定すれば、Baselineに盛られる情報量も抑え気味にして、Baseline Amendment Requestを繰り返すことを避ける必要がある¹¹。そうすることで、貿易当事者がTMAを含むTSMTと互換性のある取引情報管理システムを持ち、Baselineの提示、確立、修正の全プロセス(URBPO第4条(定義)にいう”Full Push Through Report”)が容易になり、UN/CEFACTのBSPプロセス・モデルが、TSU/

10 国際海上コンテナによる国際貨物運送を前提にし、個品運送を中心に考えているので、Incoterms® 2010に従い、ここではFOB, CFR, CIFなどの不定期船による運送を前提にした取引条件は除外した。

11 過度に、原因契約書、見積書などの情報を信用状の不可欠な部分として、信用状に摂取することを抑制すべきことを定めるUCP600, Art.4 b項の趣旨は生かすべきものと思われる。

BPOを組み入れて、全体として貿易決済の電子化が最適化されることになろう。

信用状付き荷為替決済を行うとき、銀行の窓口における書類点検の煩瑣を回避するため、SWIFTNetのTSUにより書類点検を電子化することは妥当である。しかし、TSUを用いてBaselineを確立、修正(amendment)する(データ項目を事後的に追加する場合を含む)のに時間を掛けすぎてはいけない。情報による取引条件の適切な取り決めとそれを正確かつ適時に履行するため利用可能な事業組織を整え、取引当事者が、情報と事実・現実を最適に組み合わせる活動であるとの貿易実務の基本に忠実であることが要になる。

BPOは、一つの(single) Established Baselineに対応する(URBPO 第10条b項)。従来の回転信用状(revolving credit)が使用されるような継続的取引関係を、TSU/BPOが対象にすることは少なくないと思われる。その場合、継続的取引関係を十分Baselineに反映し、一定期間の取引総額をBPOの金額とし、定期的な分割出荷(delivery in instalments)に対応する規定を織り込むことが必須であろう。一件毎の取引を主たる対象にする従来の信用状の仕組みと、この点で、対象となる取引の性質が異なる。このため、売買取引当事者はBaselineの確立に慎重に対処し、Data Mismatchを繰り返すことにならないよう留意しなければならない。

終わりに

URBPOは、ICCの事務局長、Jean-Guy Carrier氏のURBPOのテキストの緒言(Foreword)に明言されているように、SCMの貿易金融に利用されることが主眼とされ、銀行間の情報交換ならびに支払い確約に基づく資金振替操作のためのものである。その銀行が、顧客企業にどのような実取引サービスを提供すべきかを示したものではない。したがって、SCMのメンバー企業でない、とりわけ、中小の貿易企業にとって、TSU/BPOを効率的に常用するためには相当の準備を必要とする。このため、商流、物流のデータを取引相手方との間で統一的に管理して、貿易決済の電子化に備えるインフラを整えるために必要なコンサルティング・サービスが銀行に求められている状況にあるだろう。

前述のように、URBPOは書類ベースの信用付き決済を積極的に電子化する文脈上にある。このため、従来通り、取消不能信用状と同様の原則が働くことにも留意すべきである。それらは、信用状取引の独立抽象性の原則であり、いわゆる「厳密一致の原則」である。信用状と実取引とは別個独立であるとは言え、Baselineの確立に関して、銀行は商流と接点を持つことになる。その際、TSU/BPOが安定した継続的取引関係を前提においていることを、商流の関係者に理解してもらう必要がある。

独立対等当事者間の単発的取引(one-shot deal)、あるいは取引関係が浅く、信用が十分確立していないときなどは、依然として従来型の書類ベースの貿易実務にならざるを得ないことをURBPOは暗示している。

規模の経済性および電子化による迅速・廉価な取引のそれぞれに魅力を感じて、書類ベースの貿易実務から電子ベースの貿易実務に移行したいならば、安定した反復・継続的な取引が必要になる。そのような取引は、何らかの形で組織的連携を当事者間において必要とし、結果的には取引情報と組織をセットにした継続的取引、すなわち、SCM的な連携に進化せざるをえない。そうした連携関係あるいは資本関係にある企業間では、一定期間の取引の集中決済取り決めが選択される例が多い。それが、TSU/BPOに置き換わるかどうか。貿易取引の電子化の発展に注目したい。

訂正：URBPOは、2013年4月リスボンで開催のICC銀行委員会により採択され、同年7月1日から適用されることになった。したがって、前号7ページ上から4行目の2014年ではなく2013年が正しい。誤記をお詫びします。

補足：前号、8ページの「終わりに」を、以下の通り補足・修正したい。BPOには、at sight paymentとdeferred paymentの2種のサービスが提供されている。したがって、契約品の到着を待って、あるいはその後一定期間において、BPOに基づく取引銀行による決済の補償を行いたい輸入者は、後者を選択すれば良いことになる（URBPO第10条c項）。また、輸出者との関係において輸入者が、BPO at sightに同意しても、BPO債務引受銀行と輸入者の間で本邦ローン方式に似た取り決めで、輸入者がユーザンス金融を受けることは自由である。

以上

記事3. 全国中小貿易業連盟における講演概要のご紹介

2016年3月7日

一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会
業務執行理事 菅又 久直

本講演は、(一財)日本貿易関係手続簡易化協会の依頼を受けて実施したもので、その概要は、2016年2月の全国中小貿易業兵庫連盟、および3月に行った全国中小貿易業大阪連盟の講演の内容を紹介するものです。



商取引における最近の潮流を概観すると、TPPやWTO貿易円滑化協定など新たな国際取引の枠組みが形成されつつあり、同時に商取引・金融・生産の情報連携による第4次産業革命が始まったように見えます。国連CEFACTでは、それらの動向を踏まえ、新たな勧告の整備や技術革新による新たなビジネスモデルに対応するEDIメッセージの開発が進められています。

本講演では、2つの潮流に基づく国連CEFACTの標準化について解説するとともに、関連する国内の活動につきご紹介しました。

1. 新たな国際取引の枠組み

2015年12月31日にASEAN経済共同体(AEC)が発足、2016年1月16日にアジアインフラ投資銀行(AIIB)が開業、そして2016年2月4日には環太平洋パートナーシップ協定(TPP)の署名式が行われました。

TPP 12カ国の経済規模は世界の40%にあたり、大幅な関税撤廃と原産地規則の統一などの貿易手続円滑化の促進策が合意され、我が国および加盟各国の経済と産業の発展に大いに寄与することが期待されています。

また、域内人口6億2千万人を有する地域におけるAECの発足は、ASEANがグローバル経済の有力な一員に成長することになります。更には、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドも加えた東アジア地域包括的経済連携(RCEP)実現をも期待させるものです。

アジア地域のみならず欧州の有力国家を巻き込んだAIIBは、中国主導のアジア地域開発を活性化させるでしょう。特に、アジアと欧州を結ぶ新シルクロード(一带一路)の実現に向けたインフラ整備への投資が行われるとの観測があります。

アジア地域の経済発展を加速化させるであろう上記の協定や投資環境整備に不可欠なのが、貿易手続円滑化、特に透明性の確保です。WTOでは、貿易円滑化協定が採択され、加盟国の三分の二の批准を持って発行される予定であり、その協定の発行が待たれるところです。

また、WTO貿易円滑化協定に加え、アジア太平洋地域においては、国連ESCAPによる、各国のシングルウィンドウの整備と相互接続を目指す地域協定が検討されています。その地域協定の骨子の一つに、各国間の相互運用性を担保する国際標準、すなわち国連CEFACT標準の採用が盛り込まれることとなるでしょう。

2. 国連CEFACT標準

貿易手続関係の標準には4つのレイヤー(層)があります。国連ECE勧告33号(シングルウィンドウ勧告)などの政策レイヤー、国連CEFACTの業務要件仕様(例:貨物追跡プロセス)などの業務レイヤー、国連CEFACT共通辞書のような意味レイヤー、そして4つ目はebXMLメッセージングサービス仕様などの技術レイヤーです。国連CEFACTでは、それぞれのレイヤーに対する国際標準を整備し、公開しています。

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会(JASTPRO)が事務局を務める国連CEFACT日本委員会(JEC)は、それら標準の日本およびアジアへの普及、そして日本からの標準策定要求の窓口になっています(図-1)。(一社)サプライチェーン情報基盤研究会(SIPS)は、JECの一つの作業グループで、主に業務レイヤーと意味レイヤーの標準を担当し、それら標準を日本およびアジアの産業界に普及させるための枠組み(図-2)を整備し、その一環としてビジネスインフラ・ガイドブックを発行しています。

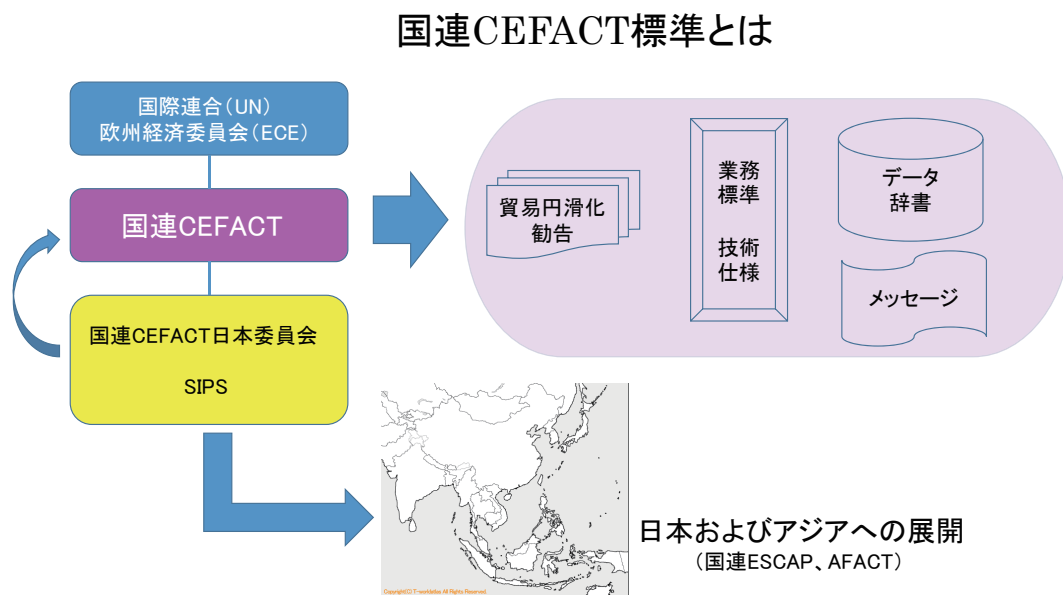


図-1 国連CEFACTの標準

日本の産業界（業務領域）に対応

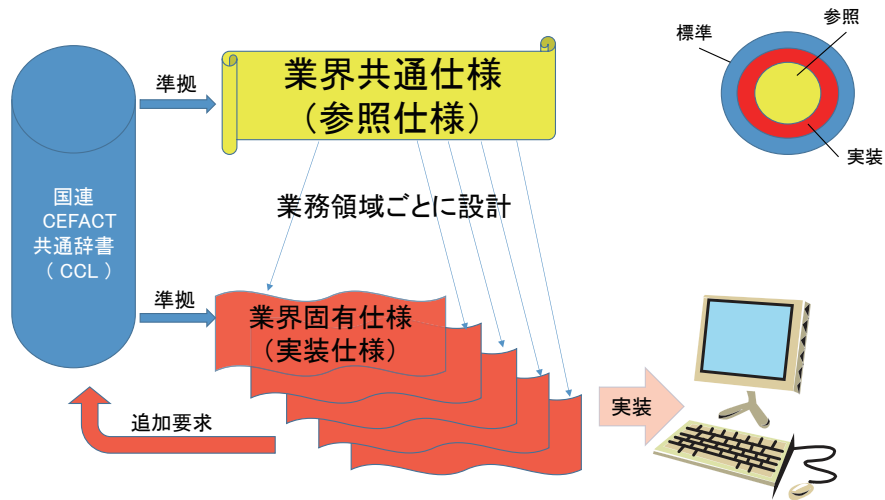


図-2 標準実装の枠組み

3. 第4次産業革命に向けて

ドイツではIOT (Internet Of Things) やロボットを駆使した第4次産業革命 (インダストリー 4.0) を推進し、世界の製造業をリードすべく首相自ら旗を振っています。日本でも、経済産業省を中心に「未来投資による生産性革命」をテーマに、人口知能 (AI)、ビッグデータ、IOTなどの新たな情報技術がもたらす変革の先陣を切るべく、IOT 推進コンソーシアムやロボット革命イニシアチブを立ち上げています。

それら産業革命の動きは、近々商取引や貿易手続の分野にも確実に変革を促すようになるでしょう。SIPS では、従来EDIが対象としてきた商取引情報交換 (受発注、出荷納入、請求支払) を、金融決済から製造連携にまで視野を広げ、新たな業務連携フレームワーク (図-3) に基づく第4次産業革命の推進を促してゆきたいと思っています。

SIPS: 業務連携フレームワーク

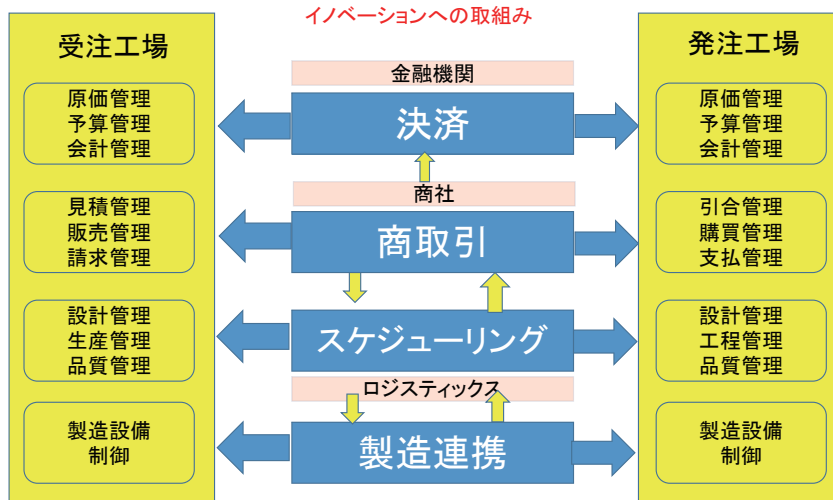


図-3 SIPS 業務連携フレームワーク

SIPSでまず手掛けたのは、決済と商取引を結ぶ金流商流情報連携の仕組みです。これは、決済消込業務の改善と商取引情報の共有（企業と銀行）を目指すものです。この仕組は、自動車部品業界および流通業界での実証実験を経て、使用メッセージを国連CEFACTに提案し、国際標準として公開されました。2015年12月には、金融庁の金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキンググループ」にて、金流商流情報連携を可能にする決済システムのXML電文化が提言され、2018年より決済新システムのサービスが開始される予定です。

また、商取引とスケジューリングの連携を実装し、更には製造連携とのインタフェースも視野に入れたスケジューリング・サプライチェーンにも取り組んでいます。これは、日本の自動車部品製造業界のジャストインタイムプロセスと欧州の航空機製造業界のスケジューリングプロセスを統合し、世界統合標準の策定を目指すもので、SIPSが提案して国連CEFACTにてプロジェクトが開始されました。

以上、アジアを中心とする世界の取引環境の変化、および第4次産業革命に向かう技術革新が着々と進む中で、日本の産業界が世界をリードして行くにはグローバルを見据えたビジネスモデルが鍵となるでしょう。その中で、ますます重要になってくるのが、ビジネスプロセスとITシステムの国際標準戦略です。国連CEFACTの標準化活動は、その中核を担うことが期待されるところです。

以上

記事4. 国連CEFACTからのお知らせ

4-1 08 March 2016:

The UN/CEFACT project team behind the "Background Research on Public Procurement Using International Standards" is pleased to announce its approval and wishes to herewith invite interested parties to participate in the project.

The aim of such Research is to determine whether there is sufficient need, in the global market, for UN/CEFACT to formulate a proposal for the development of a global Recommendation or a set of Standards regarding public procurement.

Given the diversity of entities and procedures actually in use in the field of public procurement, the need for a comprehensive overview appears warranted, in order to provide an intellectual levelled-playing field between UN efforts (like the WTO "Government Procurement Agreement" and UNCITRAL "Model Law on Public Procurement"), rules and regulations adopted by the major Multilateral Development Banks (with particular regard to "New Procurement Framework" recently adopted by the World Bank), the European Union landscape (following the 2014 relevant Directives) and different other international public Procurement systems.

Before formulating a proposal for further UN/CEFACT developments in this area, this project will aim at providing such an overview through information gathering and research of existing literature and legal texts, with a view to identify issues which indicate the compelling importance of a basic, common, guidance in the development/use of Recommendations and Standards in public procurement.

The project proposal, sign-up information, and other details are available on the UN/CEFACT Collaboration Environment.

To register interest in participating or for more information please contact the Lead Editors: Mr. Raffaele Fantetti or Mr. Edmund Gray.

The development of this Project can be followed on the UN/CEFACT Collaboration Environment.

2016年3月8日

「国際標準を利用した公的調達に関する背景調査」を行う国連CEFACTプロジェクトチームは、プロジェクトについての承認が得られ、本件に興味のある方の参加を募集しています。

この調査の目的は、公的な調達に関して、国連CEFACTによるグローバルな勧告や標準セットの開発の提案が、世界貿易の分野で十分な必要性が求められているかどうかの確認を行うことにあります。

公的調達の分野において実際に利活用される多様な手続きがあるなかで、包括的な概観の必要性が求められているように見える。その目的は、(WTOの『政府調達協定』やUNCITRALの『Model Law on Public Procurement』のような)国連の活動、(世界銀行(WB)にて最近採用された『New Procurement Framework (調達の新たな枠組み)』)に特に関連づけられるような)主要な各開発銀行により採用された規

約や法令、(2014年の該当する指令に基づく)『欧州連合の展望』及び様々な他の国際的な公的調達システムの相互間に高次の活用を提供するためである。

この分野に於ける国連CEFACTの更なる開発に関する提案を生成する前に、本プロジェクトにより、情報収集および既存の文献や法令文の調査を通して、勧告や標準をこの公的調達の分野にて開発し、活用するための基本的、一般的なガイダンスの重要性を示す課題を特定した概説を提供することが狙いです。

プロジェクト提案、その署名情報や、より詳細情報は国連CEFACT Collaboration Environmentを参照ください。興味のある方の参加登録や更に詳細情報を求める方はLead EditorのMr. Raffaele FantettiもしくはMr. Edmund Grayにコンタクトください。

4-2 03 March 2016:

Call for participation on Project “Verified Gross Mass Exchange UNSM (VERMAS)”. Following approval of the VERMAS UNSM Project Proposal, this is to announce a call for participation. This Project concerns the development and publication of an international EDIFACT “Verified Gross Mass Exchange Message” for international & national trade and this is closely linked to the new IMO Verified Gross Mass regulation as amendment to the SOLAS Convention which will be introduced with worldwide effect on July 1st 2016. To register interest in participating or for more information please contact Mr. Michael Schröder. The development of this Project can be followed on the UN/CEFACT Collaboration Environment.

2016年3月3日

プロジェクト「Verified Gross Mass Exchange UNSM (VERMAS)」への参加者募集

VERMAS UNSMプロジェクト提案の承認が得られ、プロジェクトの参加者の募集を行います。

本プロジェクトは、国際間もしくは国内貿易のための国際標準であるEDIFACT「総重量証明情報の交換メッセージ」の開発・発行を行います。本件は、改訂され、2016年7月1日発効する予定であり、すべての国に適用されるSOLAS(海上における人命の安全のための国際条約)条約「IMO Verified Gross Mass Regulation」に対応しています。

興味のある方の参加登録や、より詳細情報を求める方はMr. Michael Schröderにコンタクトください。本プロジェクトの開発は国連CEFACT Collaboration Environmentを利用して運営されます。

4-3 18 February 2016:

The UN/CEFACT Sectoral Program Development Area is pleased to announce the opening of the Public Review period for the Electronic Interchange of fisheries catch data Project. The 60 days Public Review period will end on April 18th 2016.

UN/CEFACT Agriculture Domain is pleased to request the public review for the BRS of Fisheries Language for Universal eXchange (FLUX) P-1000 Project, that describes exchanges of report used within fisheries domain, such as Fishing Activity (FA), Sales, Vessel Position, Vessel technical information, Aggregated Catch Data Report (ACDR) transmission, Fishing

Licence; Authorization & Permits (FLAP) .

Further details about each FLUX sub-domains can be found in the following documents:

- P1000-1; General principles: The basic document describing the scope of the standard, the general behaviour that must be respected for all other FLUX sub-domains (VMS, Vessel, Logbook,etc.) and the basic data structure which must be included in every dedicated messages for particular sub-domains.
- P1000-2; Vessel domain: to exchanging information about the identification and the characteristics of a vessel (not limited to a fishing vessel) .
- P1000-3; Fishing Activity (FA) domain: to reporting information about a fishing trip (eLogbook) , including also transshipment and landing.
- P1000-5; Sales domain: to reporting information since the landing of the fish to the first sales included.
- P1000-7; Vessel Position domain: to reporting information about the position of a vessel(e.g.: VMS)
- P1000-9; Fishing License; Authorization & Permit (FLAP) domain: to describe the mechanism and the information to provide in case of request for a fishing license, authorization or permit
- P1000-10; Master Data Management (MDM) domain: which is a support sub-domain for providing code list information stored in a repository.
- P1000-12; Aggregated Catch Data Report (ACDR) domain: to reporting the amount of fish caught aggregated at the level of an area and for a certain period of time.

2016年2月18日

国連CEFACT 企画開発分野「産業分野特化」は「漁獲高データ電子交換(FLUX)」プロジェクトの成果物の公開レビューを行います。公開レビュー期間は2016年4月18日までの60日間です。

国連CEFACT 農水産業ドメインは「漁業関連の世界標準の情報交換(FLUX)」P-1000プロジェクトのビジネス要求仕様(BRS)について公開レビューの実施を通知します。情報の内容は、漁獲作業(FA)、販売、漁船に関する技術情報、漁獲高データ報告伝送(ACDR)、漁業許可(承認・許可(FLAP))といった、漁業の分野内で使われる報告データ交換です。

FLUXの下における個々のサブドメインは以下のドキュメントに記載されています。

P1000-1 概説

標準の範囲を説明する基本ドキュメント、FLUXのすべてのサブドメイン(本船動静情報、本船自体の情報、ログブック等)において適用される全体的な手続き、そして個々のサブドメインの固有メッセージが基準とする基本データ構造について

P1000-2 本船ドメイン:

(漁船に限定せず)本船全般に対するIDおよび特徴に関する情報交換

P1000-3 本船動静(FA)ドメイン:

積み替え、陸揚げを含む漁船の運航(電子ログブック)情報の報告

- P1000-5 販売ドメイン：
漁獲の陸揚げから最初の販売拠点までの情報の報告
- P1000-7 本船動静ドメイン
本船の現在位置情報の報告
- P1000-9 漁業ライセンス(承認・許可(FLAP))ドメイン
漁業ライセンス、承認、若しくは許可の要求の場合のメカニズムおよび情報についての記述
- P1000-10 マスターデータ管理 ドメイン
レポジトリーに収容したコードリスト情報をサブドメインに提供
- P1000-12 漁獲高データ報告(ACDR)ドメイン
領域単位もしくは特定の期間に対応する漁獲高総量の報告

以上

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動にご興味を持たれる方や日本輸出入者コードの利用者の方々のご参考として関係諸組織・団体ホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますのでご活用下さい。

- ▶ 当協会に関係する我国の官公庁・公的機関(独立行政法人を含む)
- ▶ 輸出入関係手続きに関係する業界団体等
- ▶ 輸出入関係手続きに〔国内物流〕関係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(国内)
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(海外)
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に関係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

JASTPRO 第41巻 第11号 通巻第449号

・禁無断転載

平成28年3月25日発行 JASTPRO刊15-11

発行所 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電 話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 山内大二郎

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

電子版は、当協会ウェブページのお知らせ欄にてご覧いただけます。

<http://www.jastpro.org/topics/index.html>

掲載通知をご希望の皆様には、メールにてその旨ご案内申し上げますので、ご希望の方は毎月20日までに次の内容を下記のE-mailアドレスにお知らせくださいますようお願いいたします。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務部 業務一部長 石垣 充

E-mail address: gyomu_dept@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
Trade
PROcedures